Ф和4年3月 富山市議会定例会議案

	目 次	
議案第 6 7 号	富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	列制定の件 1頁

議案第 6 7 号

富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和4年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例 富山市国民健康保険条例(平成17年富山市条例第164号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第41条」の次に「及び第43条の2」を加え、 同項第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に 改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第1 0項第2号」に改め、同項第2号エ中「第72条の3第1項」の次に 「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第21条中「630,000円」を「650,000円」に改める。 第23条中「第41条」の次に「及び第43条の2」を加え、同条 第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第 1項」を加える。

第31条中「190,000円」を「200,000円」に改める。 第41条の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改める。 第43条の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割の減額)

10分の5を乗じて得た額とする。

- 第43条の2 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第3項に規定する場合を除き、第16条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、
- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す

る。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第3項」とあるのは「第4項において準用する第3項」と、「第16条又は第20条」とあるのは「第26条又は第30条」と読み替えるものとする。

- 3 当該年度において、第41条に規定する基準に従い保険料を減額 するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当 該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、 第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
 - (1) 第16条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第41条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じてそれぞれ同項第1号ア、第2号ア又は第3号アに規定する割合を乗じて得た額を控除して得た額
 - (2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額
- 4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第20条」とあるのは「第26条又は第30条」と、「第41条第1項各号」とあるのは「第41条第2項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富山市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。